

第 156 期中(平成 11 年 9 月 30 日現在)中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,584,285	預 譲 渡 性 預 金	28,229,028
コ ー ル 口 一	92,467	コ ー ル マ ネ ー	5,253,691
買 入 金 債 権	68,717	売 渡 手 形	4,394,084
特 定 取 引 資 産	1,297,820	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	173,352
金 銭 の 信 託	120,878	特 定 取 引 負 債	210,500
有 価 証 券	8,792,402	借 用 金	894,941
貸 出 金	32,619,395	外 国 為 替	2,548,508
外 国 為 替	377,230	社 債	152,493
そ の 他 資 産	2,336,613	転 換 社 債	161,368
動 産 不 動 産	591,693	そ の 他 負 債	101,106
繰 延 税 金 資 産	698,566	貸 倒 引 当 金	4,197,653
支 払 承 諾 見 返	2,851,836	退 職 給 与 引 当 金	1,106,366
		債 権 売 却 損 失 引 当 金	47,592
		特 別 法 上 の 引 当 金	113,614
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	8
		支 払 承 諾	117,224
			2,851,836
		負 債 の 部 合 計	50,553,371
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	752,848
		法 定 準 備 金	744,159
		再 評 価 差 額 金	162,014
		剰 余 金	219,511
		任 意 積 立 金	145,539
		中 間 未 処 分 利 益	73,972
		中 間 利 益	41,497
		資 本 の 部 合 計	1,878,534
資 産 の 部 合 計	52,431,906	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	52,431,906

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。なお、有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価についても同じ方法により行っております。

4. 動産不動産の減価償却は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。

建 物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。

5. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。このうち一定の地域に所在する債務者宛の債権に対しては、当該地域の金融経済情勢等を勘案して必要と認める金額を上記に追加して引き当てております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第 55 条の 2 の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 402,934 百万円であります。

8. 退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額を基準として年間繰入見積額を期間により按分し、中間期末要支給額に相当する額を引当てております。

9. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。なお、この引当金は商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金であります。
10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
12. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
金融先物取引責任準備金 8 百万円 金融先物取引法第 82 条の規定に基づく準備金であります。
13. 有価証券には自己株式 12 百万円が含まれております。なお、商法第 210 条ノ 2 第 2 項第 3 号に定める自己株式はありません。
14. 動産不動産の減価償却累計額 302,452 百万円
15. 動産不動産の圧縮記帳額 53,964 百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は 94,343 百万円、延滞債権額は 1,527,145 百万円であります。
なお、破綻先債権額とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 55,333 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 228,085 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,904,908 百万円であります。
20. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める路線価及び路線価のない土地は第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等をするとともに、鑑定評価による時価との差異分析の結果を勘案する等、合理的な調整を行って算出
21. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,328,428 百万円が含まれております。
22. 社債は全額、劣後特約付社債であります。